

# 大分県報

令和元年  
第三三三号  
八月二十七日

(火曜日)

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による介護機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定介護機関の所在地変更……………二
- 生活保護法等による指定介護機関の廃止……………二
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………二
- 臨時種畜検査の実施……………五
- 土地改良法による換地計画の決定及び縦覧……………五
- 道路区域の変更(六件)……………五
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可……………八
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………九

### 大分海区漁業調整委員会告示

- 伊予灘海域におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止……………二九
- 採捕禁止区域におけるあさりの採捕の禁止……………三〇
- 豊前海におけるあさりの採捕の禁止……………三一
- かく長三センチメートル以下のあさりの採捕の禁止……………三一

### 公告

- 令和元年度職業訓練指導員試験の実施……………三一
- 公共測量の実施(四件)……………三三
- 競争入札参加者の資格に関する公示……………三四
- 一般競争入札の実施……………三五

### 正誤

- 令和元年六月十一日付け大分県報第一二二号に登載の大分県告示第六十四号(指定予定保  
安林)中の訂正……………三七
- 令和元年六月十一日付け大分県報第一二二号に登載の大分県告示第六十六号(指定予定保  
安林)中の訂正……………三七

令和元年八月二十七日

## 告示

大分県告示第四百四十六号  
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

令和元年八月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ワタナベ薬局 上宮永店	中津市大字上宮永友ノ町九番五	株式会社ワタナベ	宇佐市大字上田一七七〇番地の一	居宅療養管理指導	令元・六・一
ワタナベ薬局 山香店	杵築市山香町大字野原一六四三一二	株式会社ワタナベ	宇佐市大字上田一七七〇番地の一	居宅療養管理指導	〃
ワタナベ薬局 宇佐店	宇佐市大字北宇佐字前田一六二二番地五	株式会社ワタナベ	宇佐市大字上田一七七〇番地の一	居宅療養管理指導	〃
ワタナベ薬局 宇佐駅前	宇佐市大字出光一六〇一八	株式会社ワタナベ	宇佐市大字上田一七七〇番地の一	居宅療養管理指導	〃
ワタナベ薬局 中央店	宇佐市大字四日市字鬼枝七六番二	株式会社ワタナベ	宇佐市大字上田一七七〇番地の一	居宅療養管理指導	〃

大分県報(告示)

むさし調剤 薬局	国東市武蔵町 糸原二五四五 番六	古城 晋一	国東市武蔵 町糸原二五 四五番六	居宅療養管理指 導	〃
シヨートス テイ彦岳の 太陽(ユニ ット型)	佐伯市大字狩 生四一八番地 二	社会福祉法 人百徳会	佐伯市大字 狩生四一八 番地二	短期入所生活介 護、介護予防短 期入所生活介護	令 元・ 六・ 二二
鈴木病院	速見郡日出町 三九〇四番六	医療法人久 寿会	速見郡日出 町大字藤原 一六九一番 地一	居宅療養管理指 導	令 元・ 七・ 一

大分県告示第四百四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定介護機関からその所在地の変更があった旨届出があった。

令和元年八月二十七日

介護機関の所在地		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
変更前	変更後	変更年月日	
別府市亀川東町 二一八	別府市中島町二 番四号	平三一・ 一・ 二五	
別府市駅前町一 番一七号えき マチ一丁目B I S南館	別府市山の手町 二番一七号	令 元・ 五・ 一五	
速見郡日出町大 字大神四四六一 番地の三	速見郡日出町三 八八〇番地二〇	令 元・ 五・ 三〇	
別府市青山町二 一	別府市青山町二 一九	令 元・ 六・ 一	

別府市石垣東三 丁目一番三号	別府市大字南立 石字板地中須賀 一九二七番地一	一燈園訪問看護ステーション	令 元・ 七・ 一
-------------------	-------------------------------	---------------	-----------

大分県告示第四百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定介護機関からサービスを廃止した旨届出があった。

令和元年八月二十七日

介護機関 の名称	所在地	開設者	主たる事務 所の所在地	廃止サービスの 種類	廃止年月日
別府市社会 福祉協議会 指定訪問介 護事業所	別府市上田の 湯町一五番四 〇号	社会福祉法 人別府市社 会福祉協議 会	別府市上田 の湯町一五 番四〇号	訪問介護、介護 予防訪問介護	平三一・ 三・ 三一
木下歯科医 院	中津市大字下 宮永七六番地 一三	木下 哲司	中津市大字 下宮永七六 番地一三	居宅療養管理指 導、介護予防居 宅療養管理指導	令 元・ 六・ 八
松尾歯科医 院	中津市上博多 町一九六四の 四番地	松尾 勲治	中津市金谷 西ノ丁二四 九九番地	居宅療養管理指 導、介護予防居 宅療養管理指導	令 元・ 六・ 三〇

大分県告示第四百四十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

一 申請の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞



使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主 要 寸 法	構 造 力 式 類	能 理 方 式 類	処 理 方 式 類	種 類	4 汚水等の処理の方法										使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能 力		
								汚水等の状態の値					汚水等の状態の値											汚水等の一日当たりの量	
								窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l							mg/l	単位
令二・一一・一	令二・一〇・三	許可後	縦 一一・三五m×横 六・六〇m×高さ 三・五五m	FRP製	二三〇人槽 四六m <sup>2</sup> /日	膜分離活性汚泥法	クボタ浄化槽 KM-1SG-NP-1A	一	二	五	四	二	五・八〇	二・四	②	①	通常の値	二・一〇・三	令二・一一・一	令二・一〇・三	許可後	②	①	四七八・五ℓ/基 三三基 八七八・三ℓ/基 二基	
								二	四	七	八	四	五・八〇	二・七	②	①	最大の値								
の 状 汚 等 汚 水								5 排水口の値										汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動		一日当たりの使用時間		使用時間間隔	
の 状 汚 等 汚 水								の 状 汚 等 汚 水										汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動		一日当たりの使用時間		使用時間間隔	
窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m <sup>3</sup> /日	単位	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m <sup>3</sup> /日	単位	処理前	処理後	最大の値	連続		
mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
九	五	八	五	五・八〇	通常	三九・六	通常	一	四	四	五	五	八	五	一八〇	五・八〇	通常	三九・六	通常	三九・六	処理前	処理後	最大の値	連続	
一〇	一〇	一〇	一〇	五・八〇	最大	四六	最大	五〇以下	五	五〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	五・八〇	五・八〇	最大	四六	最大	四六	処理前	処理後	最大の値	連続		

汚水の 状態の 値	汚染 の 値	化学的 汚染 の 値	生物化学的 汚染 の 値	水素イオン 汚染 の 値	項目	一日当たりの 排出水量		排水口 名	その他参考となるべき事項	汚水の 状態の 値	汚染 の 値	化学的 汚染 の 値	生物化学的 汚染 の 値	水素イオン 汚染 の 値	項目	一日当たりの 排出水量		排水口 名	その他参考となるべき事項	りん含有量	大腸菌群数	その他参考となるべき事項
						単位	m <sup>3</sup> /日									単位	m <sup>3</sup> /日					
二	四	三・四	一・七	五・八〇八・六	通常 の 値	三・五	通常 の 値	排水口 No.3	温泉+水盤排水	三、〇〇〇以下	一	二	五	三・九	一・九	五・八〇八・六	通常 の 値	二一・八	排水口 No.2	浄化槽排水	五〇以下	一
四	六	六・八	三・四	五・八〇八・六	最大 の 値	三・九	最大 の 値			三、〇〇〇	二	四	七	七・八	三・九	五・八〇八・六	最大 の 値	二四・六		五〇以下	一	
<p>大分県告示第百五十一号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、県管集落基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。</p> <p>令和元年八月二十七日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p> <p>縦覧期間 令和元年八月二十七日から令和元年九月一七日まで</p> <p>縦覧場所 宇佐市役所</p> <p>大分県告示第百五十二号</p> <p>縦覧期間 令和元年八月二十七日から令和元年九月十七日まで</p> <p>縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所</p> <p>大分県告示第百五十号</p> <p>家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。</p> <p>令和元年八月二十七日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p> <p>検査期日 令和元年九月二十七日</p> <p>検査場所 竹田市久住町 牛 家畜の種類</p>																						

令和元年八月二十七日

大分県報（告示）

五

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和元年八月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和元年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
豊後高田市一畑字岩鼻一〇八番一から豊後高田市一畑字上前田七〇一番一地先まで		前 A	メートル 二一・〇 七・〇	メートル 七〇六・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう
		後 B	メートル 四七・〇 一三・〇	八八〇・〇	

大分県告示第五百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和元年八月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和元年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
杵築市大字船部字船部七番五五地先から杵築市大字溝井字野田一六五〇番三まで		前 A	メートル 二一・〇 四・五	メートル 二、七五〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道大田杵築線	杵築市大字船部字船部七番五四地先から杵築市大字溝井字野田一六四六番一まで	後 B	メートル 二二六・五 一一二・五	二、三〇五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう
		前 A	メートル 六・二 四・一	一四七・〇	

大分県告示第五百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和元年八月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和元年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道牧口徳田竹田線	豊後大野市緒方町小原字竹ノ下一二一番地先から豊後大野市緒方町小原字竹ノ下一二四番二地先まで	後 B	メートル 一九・三 五・三	一三〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう
		前 A	メートル 六・二 四・一	一四七・〇	



及び路線名	区 間	前後別	敷地の幅員	延 長
県道山香院 内線	宇佐市安心院町笹ヶ平字屋敷三四六番から 宇佐市安心院町笹ヶ平字垣内二一九番二まで	前	メートル 一八・六 八・〇	メートル 三五〇・五
	宇佐市安心院町笹ヶ平字鉾手六一一番二から 宇佐市安心院町笹ヶ平字垣内二一九番三まで	後	二一・一 一・一 〇	三五〇・五

大分県告示第百五十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

令和元年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 しゅん功認可の年月日

令和元年七月三十一日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

(一) 第一区域及び第二区域

大分県津久見市徳浦宮町四六〇番地七から同市徳浦宮町四六三番地を経て同市徳浦

宮町四七二番地四に至る間の地先公有水面

(二) 第三区域

大分県津久見市徳浦宮町二三四番地三の地先公有水面

2 区域

(一) 第一区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

い点 大分県津久見市大字下青江三ツ石四七二番の国土地理院水晶山三等三角点(北

緯三三度四分五九秒六二一八、東経一三一度五一分五七秒九〇三六)から三二〇度六分一六秒一、二〇八・一七メートルの地点

ろ点 い点から二九度五三分四秒四・二一メートルの地点

は点 ろ点から三一四度五七分四秒一四・〇三メートルの地点

に点 は点から三〇〇度三四分四九秒六・二二メートルの地点

ほ点 に点から二九七度九分二三秒一四・九四メートルの地点

へ点 ほ点から二〇三度五五分二秒〇・五一メートルの地点

と点 へ点から三〇〇度一七分五〇秒五・二四メートルの地点

ち点 と点から二九八度三三分四六秒七・三六メートルの地点

り点 ち点から二九七度三〇分二六秒五〇・五三メートルの地点

ぬ点 り点から二九七度四七分一八秒八・六五メートルの地点

る点 ぬ点から二三七度三三分二五秒六九・六四メートルの地点

を点 る点から一〇六度四八分三〇秒七・四一メートルの地点

わ点 を点から五七度二七分四二秒五七・四五メートルの地点

か点 わ点から一一八度一三分三八秒四・六四メートルの地点

よ点 か点から五七度三八分四五秒一・七七メートルの地点

い点 よ点から一一八度一八分一六秒九九・六メートルの地点

(二) 第二区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

た点 大分県津久見市大字下青江三ツ石四七二番の国土地理院水晶山三等三角点(北

緯三三度四分五九秒六二一八、東経一三一度五一分五七秒九〇三六)から三二〇

度二分一三秒一、二〇七・九一メートルの地点

い点 た点から二九度五三分五八秒一・四五メートルの地点

よ点 い点から二九八度一八分一六秒九九・六メートルの地点

か点 よ点から二三七度三六分四一秒一・七七メートルの地点

た点 か点から一一八度一五分〇三秒一〇〇・四三メートルの地点

(三) 第三区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

れ点 大分県津久見市大字下青江三ツ石四七二番の国土地理院水晶山三等三角点(北

緯三三度四分五九秒六二一八、東経一三一度五一分五七秒九〇三六)から三〇六

度五五分一五秒一、二二四・四三メートルの地点

そ点 れ点から三〇三度二六分一〇秒九〇・二五メートルの地点



大河内	上岐部 川④	上岐部 川①	指定区 域の名 称	所在地	指定の区分	土砂災 害の発 生原因 となる 自然現 象の種 類	区域の 表示	法第九条第二項に規定 する土砂災害警戒区域 等における土砂災害防 止対策の推進に関する 法律施行令(平成十三 年政令第八十四号)で 定める事項	備考
国東市	国東市 国見町 岐部	国東市 国見町 岐部		国東市 岐部	土砂災害警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	(「別図」は、 省略し、国東土 木事務所に備え 置いて縦覧に供 する。)
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域		土砂災害警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり		
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり		別図の とおり	土石流	別図の とおり	別図のとおり		
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	土石流	別図のとおり	別図のとおり		
<p>大分県告示第百五十九号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。</p> <p>令和元年八月二十七日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞 勝</p> <p>つ点 そ点から二五二度四一分五二秒三・一二メートルの地点 ね点 つ点から二二二度四六分二秒一・三八メートルの地点 な点 ね点から一二三度二四分四三秒九二・四五メートルの地点 れ点 な点から三三度二四分四四秒三・七四メートルの地点</p> <p>3 面積 一、六三三・七六平方メートル</p> <p>四 埋立ての免許の年月日及び番号 平成二十二年十一月二日指令港第九五〇号 平成二十四年十一月十二日指令港第四号</p> <p>五 閲覧の場所 大分県土木建築部港湾課及び白杵土木事務所並びに津久見市役所</p>									
③ 作道川	川① 向鍛治	浜陰川	② 浜陰川	畠川①	川 榎海谷	浜手川	川 治郎田	畠川②	川②
国東市 国東町 岩戸寺	国東市 国東町 岩戸寺	国東市 国東町	国東市 国東町	国東市 国見町 鬼籠	国東市 国見町 榎海	国東市 国見町 榎海	国東市 国見町 岐部	国東市 国見町 鬼籠	国見町 榎海
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	と おり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

令和元年八月二十七日

大分県報(告示)

② 山口川	①(D) 作道川	①(C) 作道川	①(B) 作道川	①(A) 作道川	① 牧留川	平原川	川 比沙門	寺 迫川	
国東市 国東町 岩戸寺	国東市 国東町 岩戸寺	国東市 国東町 岩戸寺	国東市 国東町 岩戸寺	国東市 国東町 岩戸寺	国東市 国東町 来浦	国東市 国東町 来浦	国東市 国東町 岩戸寺	国東市 国東町 岩戸寺	
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
(B) 榑海①	(A) 榑海①	(B) 雲崎①	(A) 雲崎①	(B) 宮ノ尻	(A) 宮ノ尻	④(B) 作道川	④(A) 作道川	② 作道川	山口川
国東市 国見町	国東市 国見町 榑海	国東市 国見町 鬼籠	国東市 国見町 鬼籠	国東市 国見町 鬼籠	国東市 国見町 鬼籠	国東市 国東町 岩戸寺	国東市 国東町 岩戸寺	国東市 国東町 岩戸寺	国東市 国東町 岩戸寺
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

榑海②	(A) 榑海②	申坊	払	寺迫	向畑	向カジ	大浜	友安	
国東市	榑海 国見町	来浦 国東市 国東町	岩戸寺 国東市 国東町	岩戸寺 国東市 国東町	岩戸寺 国東市 国東町	岩戸寺 国東市 国東町	浜 国東市 国見町	伊美 国見町	榑海
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
浜手③	浜手②	浜手①	松原	川西②	川西①	種田③	横須	(C) 榑海②	(B)
国東市	榑海 国見町	榑海 国見町	榑海 国見町	伊美 国見町	伊美 国見町	伊美 国見町	榑海 国見町	榑海 国見町	榑海 国見町
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和元年八月二十七日

大分県報 (告示)

上中田	川② 下中田	稲荷川	川西③	作道①	浜②	浜①	② 治郎田	② 中岐部	
国東市	中田 国東町 国東市	東堅来 国東町 国東市	伊美 国見町 国東市	岩戸寺 国東町 国東市	浜 国東町 国東市	浜 国東町 国東市	岐部 国見町 国東市	岐部 国見町 国東市	梶海 国見町
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

(A) 富来川

(A) 富来川	② 奥畑川	① 奥畑川	鳴川	川⑤ 上中田	金湧川	川① 堂ノ下	川③ 上中田	川② 上中田	川①
国東市 国東町	東堅来 国東町 国東市	東堅来 国東町 国東市	東堅来 国東町 国東市	中田 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	中田 国東町 国東市	中田 国東町 国東市	中田 国東町 国東市
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

(B) 大分県報(告示)

令和元年八月二十七日

大分県報(告示)

床波川	堂ノ下 川②	中谷川	京乱川	岩ノ後 川③	岩ノ後 川②	岩ノ後 川①	影山川	(B) 富来川	
国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	富来 国東町 国東市	富来
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

令和元年八月二十七日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

畑(B)	畑(A)	中受	ナル	塩屋①	上中田 川⑥	床波川 ③	床波川 ①	床波川 ⑤	④
国東市	国東市 国東町 東堅来	国東市 国東町 東堅来	国東市 国東町 東堅来	国東市 国東町 東堅来	国東市 国東町 中田	国東市 国東町 成仏	国東市 国東町 成仏	国東市 国東町 成仏	国東町 成仏
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報 (告示)

(B) 文殊川	(A) 文殊川	(B) 宮ノ本	(A) 宮ノ本	友僧①	宮ノ後	庄司	口ノ坪	糺畑	
国東市	国東市 成仏	国東市 成仏	国東市 成仏	国東市 富来	国東市 富来	国東市 富来	国東市 東堅来	国東市 東堅来	国東市 東堅来
土砂災害警戒区域及び土砂	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
中畑(A)	奥畑	愛染①	堂ノ下①	小坪(C)	小坪(B)	小坪(A)	床波①	割尾①	
国東市	国東市 東堅来	国東市 成仏	国東市 成仏	国東市 中田	国東市 中田	国東市 中田	国東市 成仏	国東市 成仏	成仏
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
急傾斜	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

堂ノ下 ②(B)	堂ノ下 ②(A)	割尾②	塩屋②	友僧②	富来(B)	富来(A)	中畑(B)	
成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	東堅来 国東町 国東市	富来 国東町 国東市	富来 国東町 国東市	富来 国東町 国東市	東堅来 国東町 国東市	東堅来 国東町 国東市
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和元年八月二十七日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

(A) 愛染⑤	愛染④	愛染③	(B) 京乱③	(A) 京乱③	(B) 京乱②	(A) 京乱②	京乱①	床波②
成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報 (告示)

② 尾迫川 ① 下岐部	川 小江支	② 下中田	上中田	① 下中田	愛染⑥	(C) 愛染⑤	(B) 愛染⑤		
国見町 国東市	岐部 国見町 国東市	岐部 国見町 国東市	中田 国東町 国東市	中田 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市	成仏 国東町 国東市		
土砂災害警戒 区域及び土砂 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		
土石流	土石流	土石流	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊		
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり		
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		
下岐部	尾迫②	尾迫①	三郎丸 川①	広石川	② 当官川	① 当官川	丸川 下治郎	川内川	
国見町 国東市	岐部 国見町 国東市	岐部 国見町 国東市	安岐町 下山口	国東市 武蔵町 志和利	国東市 武蔵町 三井寺	国東市 武蔵町 三井寺	国東市 治郎丸	国東市 治郎丸	岐部
土砂災害警戒 区域及び土砂 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり



宮西	谷 ユバノ	面木	② 唧の浦	①(B) 唧の浦	①(A) 唧の浦	寺迫①	広重②	広重①	
国東町	国東市 治郎丸	国東市 小熊本	国東市 国見町	国東市 国見町	岐部 国見町	岐部 国見町	岐部 国見町	岐部 国見町	岐部
土砂災害警戒 区域及び土砂	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
令和元年八月二十七日									
② 三郎丸	① 三郎丸	京田	中台	向田	下組	当官	平尾	宮東	
国東市 安岐町	国東市 安岐町 下山口	国東市 安岐町 下山口	国東市 安岐町 下山口	国東市 安岐町 下山口	国東市 安岐町 下山口	国東市 武蔵町 三井寺	国東市 治郎丸	国東市 治郎丸	治郎丸
土砂災害警戒 区域及び土砂	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
大分県報(告示)									
一七									



② 入小野	小垣⑥	原③ 柿ノ木	原②(B) 柿ノ木	原②(A) 柿ノ木	原① 柿ノ木	(E) 奥野②	(D) 奥野②	(C) 奥野②
大字後 九重町 玖珠郡	上 大字野 九重町 玖珠郡	田 大字右 九重町 玖珠郡	田 大字右 九重町 玖珠郡	田 大字右 九重町 玖珠郡	田 大字右 九重町 玖珠郡	田 大字右 九重町 玖珠郡	田 大字右 九重町 玖珠郡	田 大字右 九重町 玖珠郡
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和元年八月二十七日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

① 野倉川	日迫川 2号	芳原小 野川	越道川	下右田 川	見良津 川	② 中野川	① 中野川	寺小野	
玖珠郡 九重町	玖珠郡 九重町 大字松	玖珠郡 九重町 大字後 野上	玖珠郡 九重町 大字後 野上	玖珠郡 九重町 大字右 田	玖珠郡 九重町 大字松 木	玖珠郡 九重町 大字松 木	玖珠郡 九重町 大字松 木	玖珠郡 九重町 大字後 野上	野上
土砂災害警戒 区域及び土砂	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜 地の崩 壊	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報 (告示)

竜門	(B) 川上①	(A) 川上①	下畑(B)	下畑(A)	尾本川3号	川上川3号	② 野倉川	野倉川3号	
玖珠郡 木 大字 九重町 玖珠郡	玖珠郡 九重町 玖珠郡	玖珠郡 九重町 玖珠郡	玖珠郡 九重町 玖珠郡	玖珠郡 九重町 玖珠郡	玖珠郡 九重町 玖珠郡	玖珠郡 九重町 玖珠郡	玖珠郡 九重町 玖珠郡	玖珠郡 九重町 玖珠郡	玖珠郡 九重町 玖珠郡
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	災害特別警戒区域
急傾斜	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

見留②	(C) 後辻②	(B) 後辻②	(A) 後辻②	(B) 後辻①	(A) 後辻①	野倉②	野倉①	
田 大字 九重町 玖珠郡	木 大字 九重町 玖珠郡	木 大字 九重町 玖珠郡	木 大字 九重町 玖珠郡	木 大字 九重町 玖珠郡	木 大字 九重町 玖珠郡	木 大字 九重町 玖珠郡	木 大字 九重町 玖珠郡	木 大字 九重町 玖珠郡
区域	区域	区域	区域	区域	区域	区域	区域	区域
災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和元年八月二十七日

大分県報 (告示)

(A) 尾本③	尾本②	(C) 尾本①	(B) 尾本①	(A) 尾本①	丸塚③	川上②	丸塚②	丸塚①
上 九重町 玖珠郡 大字野	上 九重町 玖珠郡 大字野	上 九重町 玖珠郡 大字野	上 九重町 玖珠郡 大字野	上 九重町 玖珠郡 大字野	木 九重町 玖珠郡 大字松	木 九重町 玖珠郡 大字松	木 九重町 玖珠郡 大字松	木 九重町 玖珠郡 大字松
区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
川1号 小平谷 九重町 大字野	小園川 2号 九重町 大字野	小園川 1号 九重町 大字野	川底川 1号 九重町 大字野	川底川 3号(B) 九重町 大字野	川底川 3号(A) 九重町 大字野	中村(B) 九重町 大字野	中村(A) 九重町 大字野	(B) 尾本③ 九重町 大字野
玖珠郡 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	玖珠郡 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	玖珠郡 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	玖珠郡 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	玖珠郡 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	玖珠郡 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	玖珠郡 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	玖珠郡 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	玖珠郡 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和元年八月二十七日

大分県報 (告示)

川底⑥	川底④	川底⑤	川西(B)	川西(A)	粟野(B)	粟野(A)	小平谷川4号	小平谷川3号	
玖珠郡 九重町	玖珠郡 九重町 大字菅 原	玖珠郡 九重町 大字菅 原	玖珠郡 九重町 大字引 治	玖珠郡 九重町 大字引 治	玖珠郡 九重町 大字粟 野	玖珠郡 九重町 大字粟 野	玖珠郡 九重町 大字野 上	玖珠郡 九重町 大字野 上	上
土砂災害警戒 区域及び土砂 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
(Blank area)									
小園①	小園②	小園③(B)	小園③(A)	河内(B)	河内(A)	菅原②	菅原①	川底③	
玖珠郡 田	玖珠郡 九重町 大字菅 田	玖珠郡 九重町 大字菅 田	玖珠郡 九重町 大字菅 田	玖珠郡 九重町 大字菅 田	玖珠郡 九重町 大字菅 田	玖珠郡 九重町 大字菅 原	玖珠郡 九重町 大字菅 原	玖珠郡 九重町 大字菅 原	大字菅 原
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
急傾斜	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	壊
別図の	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
(Blank area)									

① 坂ノ上	高橋①	車谷	滝下	米山①	② 小平谷	① 小平谷	(B) 小園①	(A)
下 玖珠郡 玖珠町 大字山	室 玖珠郡 玖珠町 大字岩	玖珠郡 玖珠町 大字日 出生	玖珠郡 玖珠町 大字山	玖珠郡 玖珠町 大字戸	上 玖珠郡 玖珠町 大字野	上 玖珠郡 玖珠町 大字野	田 玖珠郡 玖珠町 大字野	田 玖珠郡 玖珠町 大字野
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和元年八月二十七日

(A) 米山川	② 坂の上	(C) 米山②	(B) 米山②	(A) 米山②	高橋③	高橋②	② 相の迫	① 相の迫
玖珠郡 玖珠町 大字戸	下 玖珠郡 玖珠町 大字山	畑 玖珠郡 玖珠町 大字戸	畑 玖珠郡 玖珠町 大字戸	畑 玖珠郡 玖珠町 大字戸	室 玖珠郡 玖珠町 大字岩	室 玖珠郡 玖珠町 大字岩	室 玖珠郡 玖珠町 大字岩	室 玖珠郡 玖珠町 大字岩
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
土石流	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報 (告示)

宇戸川 2号(A)	高野谷 川支川 1号	立羽田 川	田能原 川2号	宇戸川	田能原 川	早水川	高橋川	(B)米山川	
玖珠郡 玖珠町	玖珠郡 玖珠町 大字古 後	玖珠郡 玖珠町 大字古 後	玖珠郡 玖珠町 大字山 下	玖珠郡 玖珠町 大字日 出生	玖珠郡 玖珠町 大字山 下	玖珠郡 玖珠町 大字山 浦	玖珠郡 玖珠町 大字岩 室	玖珠郡 玖珠町 大字戸 畑	畑
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
山中①	(B)山中①	(A)山中①	(B)田の平	東小清 原	大野原	天道	支川 奈女川	宇戸川 2号(B)	
玖珠郡 畑	玖珠郡 玖珠町 大字戸 畑	玖珠郡 玖珠町 大字戸 畑	玖珠郡 玖珠町 大字戸 畑	玖珠郡 玖珠町 大字四 日市	玖珠郡 玖珠町 大字四 日市	玖珠郡 玖珠町 大字四 日市	玖珠郡 玖珠町 大字日 出生	玖珠郡 玖珠町 大字日 出生	大字日 出生
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	
急傾斜	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	



(B) 内匠①	(A) 内匠①	① 立羽田	(E) 市の村	(D) 市の村	(C) 市の村	(B) 市の村	(A) 市の村	(C)
田 玖珠郡 玖珠町 大字太	田 玖珠郡 玖珠町 大字太	後 玖珠郡 玖珠町 大字古	畑 玖珠郡 玖珠町 大字戸	畑 玖珠郡 玖珠町 大字戸	畑 玖珠郡 玖珠町 大字戸	畑 玖珠郡 玖珠町 大字戸	畑 玖珠郡 玖珠町 大字戸	畑 玖珠郡 玖珠町 大字戸
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 災害特別警戒 区域
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和元年八月二十七日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

内匠⑤	内匠④	内匠③	内匠②	立羽田 ②(D)	立羽田 ②(C)	立羽田 ②(B)	立羽田 ②(A)	宇戸②
田 玖珠郡 玖珠町 大字太	田 玖珠郡 玖珠町 大字太	田 玖珠郡 玖珠町 大字太	田 玖珠郡 玖珠町 大字太	後 玖珠郡 玖珠町 大字古	後 玖珠郡 玖珠町 大字古	後 玖珠郡 玖珠町 大字古	後 玖珠郡 玖珠町 大字古	出生 玖珠郡 玖珠町 大字日
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり	と 別図の 図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報 (告示)

山中②	内匠⑥	② 小清原	① 小清原	宇戸⑤	宇戸④	宇戸③	② 谷川内	① 谷川内	田
玖珠郡 田 大字 玖珠町 玖珠郡	玖珠郡 玖珠町 玖珠郡	玖珠郡 玖珠町 玖珠郡 大字四 日市	玖珠郡 玖珠町 玖珠郡 大字四 日市	玖珠郡 玖珠町 玖珠郡 大字日 出生	玖珠郡 玖珠町 玖珠郡 大字日 出生	玖珠郡 玖珠町 玖珠郡 大字日 出生	玖珠郡 玖珠町 玖珠郡 大字日 出生	玖珠郡 玖珠町 玖珠郡 大字日 出生	玖珠郡 玖珠町 玖珠郡 大字日 出生
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
平川	川花ノ木	③ 立羽田	江草② の入	江草① の入	③ 田の平	② (B) 田の平	② (A) 田の平	田の平	田の平
畑 大字 玖珠町 玖珠郡	畑 大字 玖珠町 玖珠郡	後 大字 玖珠町 玖珠郡	日市 大字 玖珠町 玖珠郡	日市 大字 玖珠町 玖珠郡	畑 大字 玖珠町 玖珠郡	畑 大字 玖珠町 玖珠郡	畑 大字 玖珠町 玖珠郡	畑 大字 玖珠町 玖珠郡	畑 大字 玖珠町 玖珠郡
区域 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域
土石流	土石流	壊 地の崩 壊	壊 地の崩 壊	壊 地の崩 壊	壊 地の崩 壊	壊 地の崩 壊	壊 地の崩 壊	壊 地の崩 壊	壊 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり





戸畑	中釣②	中釣①	鬼丸(A)	鬼丸(B)	小野①	清田川①	清田川②	柿木①
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
区域	区域	区域	区域	区域	区域	区域	区域	区域
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和元年八月二十七日

(A)	柿木①(B)	柿木②	川底(A)	川底(B)	石飛
出生	出生	出生	出生	出生	出生
区域	区域	区域	区域	区域	区域
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり  
 たちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。

令和元年八月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健

一 禁止区域

伊予灘海域（点コと点サを結ぶ直線、点ス、点ツ及び点セを順次結ぶ直線、点テと点トを結ぶ直線、点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、点セと点テ、点トと点ナ及び点コ

大分県報（告示・大分海区漁業調整委員会告示）

と点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八千メートルの線で囲まれた海域をいう。）のうち、伊予灘協定東部海域（伊予灘海域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をいう。）並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域

点ア 大分県大分市関崎  
点イ 大分県国東市安岐崎沖灯浮標

点ウ 大分県東国東郡姫島村姫島灯台  
点エ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点オ 山口県熊毛郡上関町祝島北西端  
点カ 山口県熊毛郡上関町祝島西南端

点キ 山口県熊毛郡上関町祝島東端  
点ク 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台

点ケ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台  
点コ 点ウから点エ見通し八千メートルの点

点サ 点エから点ウ見通し八千メートルの点  
点シ 点オから点ウ見通し五千メートルの点

点ス 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点セ 点クから点カ見通し八千メートルの点  
点ソ 点ケから点シ見通し八千メートルの点

点タ 点アと点イを結ぶ直線と点セと点ソを結ぶ直線の延長線との交点  
点チ 点アと点イを結ぶ直線と大分県国東半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ツ 点キと点クを結ぶ直線と点ソと点セを結ぶ直線の延長線との交点  
点テ 点セと点タを結ぶ直線と愛媛県佐田岬半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ト 点セと点タを結ぶ直線と大分県大分市高島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ナ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

二 禁止期間

令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第二号  
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあさりの採捕を禁止する。  
ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和元年八月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健

一 あさりの採捕禁止区域  
1 宇佐市地先の次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域

点イ 北緯三十三度三十四・七八七分、東経百三十一度二十・九〇八分  
点ロ 北緯三十三度三十四・八〇五分、東経百三十一度二十・九六九分

点ハ 北緯三十三度三十四・八四七分、東経百三十一度二十・九五八分  
点ニ 北緯三十三度三十四・八三三分、東経百三十一度二十・八九六分

2 宇佐市地先の次のホ、ヘ、ト、チ及びホの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域

点ホ 北緯三十三度三十四・八七七分、東経百三十一度二十・九三六分  
点ヘ 北緯三十三度三十四・八八一分、東経百三十一度二十・九八九分

点ト 北緯三十三度三十四・九一〇分、東経百三十一度二十・九八八分  
点チ 北緯三十三度三十四・九〇二分、東経百三十一度二十・九三三分

3 豊後高田市地先の次のリ、ヌ、ル、ヲ及びリの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域

点リ 北緯三十三度三十四・九九九分、東経百三十一度二十四・八八二分  
点ヌ 北緯三十三度三十五・〇一二分、東経百三十一度二十四・九三八分

点ル 北緯三十三度三十五・〇四一分、東経百三十一度二十四・九一九分  
点ヲ 北緯三十三度三十五・〇二七分、東経百三十一度二十四・八七八分

4 豊後高田市地先の次のワ、カ、ヨ、タ及びワの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によつて囲まれた区域

点ワ 北緯三十三度三十五・〇三四分、東経百三十一度二十四・八七八分  
点カ 北緯三十三度三十五・〇三九分、東経百三十一度二十四・九一五分

点ヨ 北緯三十三度三十五・〇六四分、東経百三十一度二十四・九一二分  
点タ 北緯三十三度三十五・〇六二分、東経百三十一度二十四・八七一分

二 禁止期間

令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和元年八月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田 健

一 禁止区域

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ヘから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間等

令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間のそれぞれ日没から日の出まで。

ただし、令和元年十月十六日から同月三十一日までの間については終日

大分海区漁業調整委員会告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおりかく長三センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和元年八月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健

一 禁止区域

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ヘから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（共同漁業の免許の内容たるべき事項等（海面）（平成二十五年大分県告示第三百三十一号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間

令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで

○公 告

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、次のとおり令和元年度職業訓練指導員試験を実施する。

令和元年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験区分

1 学科試験のうち、関連学科（系基礎学科及び専攻学科）及び指導方法について試験を行う免許職種

和裁科

2 学科試験のうち、指導方法のみについて試験を行う免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種（前記1の免許職種を除く。）

二 試験の科目

学 科 試 験 の 科 目

免許職種	実技試験の科目	関連学科		指導方法
		系基礎学科	専攻学科	
和裁科		1 裁縫知識 2 縫製法 3 安全衛生	1 和裁法 2 被服学	1 職業訓練原理 2 教科指導法 3 訓練生の心理 4 生活指導 5 職業訓練関係法規
その他の免許職種				
三 受験資格	試験を受けることができる者は、職業能力開発促進法第三十条第三項各号に掲げる者とする。			
四 試験の免除	学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者及びその免除の範囲は、次のとおりとする。			
免除を受けることができる者	免除の範囲			
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	学科試験のうち関連学科			
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）			
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法			
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）			
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）			
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）			
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）			
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者			
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者			
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者			
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	職業能力開発促進法施行規則表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者			
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	同表の免除の範囲の欄に掲げる試験			
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	五 試験の日時 令和元年十月二十九日（火曜日）午前十時から			
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	六 試験の場所 大分市大字下宗方千三十五番地の一大分職業訓練センター			
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	七 受験申請手続 1 受付期間及び受付時間 （一）受付期間 令和元年九月二日（月曜日）から同月二十日（金曜日）まで なお、郵送により申請書を提出する場合は、令和元年九月二十日（金曜日）の消印のあるものまで受け付ける。 （二）受付時間			



午前九時から午後五時まで

2 受験申請書類

受験申請書、写真二枚（申請前六箇月以内に正面脱帽で撮影したものを受験申請書及び受験票に貼り付けること）、受験資格を有する者であることを証する書面及び学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については、「四 試験の免除」の表の上欄に掲げる者に該当することを証する書面

3 書類の提出先

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇―八五〇一）

大分県商工観光労働部雇用労働政策課

4 受験手数料

次に掲げる額の手数を大分県収入証紙で納付すること。

学科試験 三千百円

八 受験票の送付

受験申請書の受付後、大分県商工観光労働部雇用労働政策課において審査の上、受験票を交付する。

九 合否判定の基準

1 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合は、指導方法に限り合格とする。

2 学科試験のうち基礎学科又は専攻学科について、満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて、満点の五割以上の得点がある場合は、当該学科に限り合格とする。

十 合格者の発表

令和元年十一月十二日（火曜日）に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに、大分県のホームページに登録し、本人宛て書面で通知する。

十一 欠格者

次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

1 成年被後見人及び被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

十二 その他

1 詳細については、大分県商工観光労働部雇用労働政策課（電話〇九七―五〇六―三三三〇）に問い合わせること。

2 受験申請後、住所、勤務先等に変更があった場合は、直ちに大分県商工観光労働部雇用労働政策課に連絡すること。

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局西国東海岸保全事業所長から公共測量の実施について通知があった。

令和元年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（基準点測量、路線測量、現地測量）

二 作業の地域

豊後高田市呉崎地内

三 作業の期間

令和元年七月二十四日から同年十二月十七日まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州防衛局長から公共測量の実施について通知があった。

令和元年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（三級及び四級基準点測量、用地測量）

二 作業の地域

大分市

三 作業の期間

令和元年八月一日から同年十月十一日まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州地方整備局大分河川国道事務所長から公共測量の実施について通知があった。

令和元年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

令和元年八月二十七日

大分県報（公告）

二 公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量）  
作業の地域  
日田市大字川下

三 作業の期間  
令和元年八月五日から同年十二月十三日まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州地方整備局筑後川河川事務所長から公共測量の実施について通知があった。

令和元年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（三級基準点測量）

二 作業の地域

日田市友田付近

三 作業の期間

令和元年八月一日から令和二年三月十三日まで

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年八月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

高性能マイクロフォークスX線CTシステム

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満の場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七（五〇六）二九五六

3 申請の時期

令和元年八月二十七日（火曜日）から同年九月十三日（金曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>  
入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合  
(二) 一の競争入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和元年8月27日

大分県知事 広瀬 勝貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

高性能マイクロフロッピーディスクシステム

(2) 納入期限

令和2年3月13日(金)

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間  
大分県物品等電子入札システム(以下「物品等電子入札システム」という。)により入札参加申請を、令和元年8月27日(火)午前10時から同年10月4日(金)午前10時までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書(大分県物品等電子入札システム運用基準(以下「運用基準」という。)様式第6号)」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和元年10月4日(金)午前10時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により下記提出先に提出すること。

提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2964

令和元年八月二十七日

大分県 公印

三五

<p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年8月27日（火）から同年9月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2964</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和元年10月9日（水）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加申請が承認された時から令和元年10月9日（水）午前10時まで</p>	<p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 (2) 提出期限 令和元年10月9日（水）午前10時までに必着のこと。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和元年10月9日（水）午前10時30分</p> <p>11 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 契約予定総額（契約単価に契約予定数量を乗じた金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内</p>
---	--

の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

17 その他  
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

18 Summary  
(1) High Performance Micro Focus X-ray Computed Tomography System  
(2) Time limit for tender  
10:00 am. 9 Oct. 2019  
(3) Management Bureau Address  
Property Management Division  
Oita Prefectural Government  
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501  
TEL 097-506-2964

○正 誤

令和元年六月十一日付け大分県報第一一号に登載の大分県告示第六十四号（指定予定保安林）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
二	下	左から八	(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

令和元年六月十一日付け大分県報第一一号に登載の大分県告示第六十六号（指定予定保安林）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
三	下	右から二	(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

令和元年六月十四日付け大分県報第一二号に登載の大分県告示第六十九号（指定予定保安林）中の訂正				
ページ	段	行	誤	正
二	下	左から十四	(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。